

働き方改革シリーズ

勤改センターからのお知らせ ①
～勤務間インターバル、代償休息、面接指導関連～

暑い日が、続きますが、いかがお過ごしでしょうか。

最近、勤改センターに寄せられた相談について、厚生労働省に確認した内容をまとめましたので、お知らせいたします。

1 宿日直許可の時間中の代償休息について

Q 宿日直許可のある宿日直の時間を、代償休息に充てることは可能か。

A 充てることはできない。

【根拠】

「医師の働き方改革に関するQ&A」の間3-6（令和6年7月23日 厚労省の事務連絡）

* このQ&Aには、面接指導、勤務間インターバル、代償休息などについて、最新の情報が記載されており、関係資料もよくまとめられています。

勤改センターのホームページの「資料」に掲載しておりますので、どうぞご利用ください。

2 宿日直許可時間中の通常勤務に対する代償休息の配慮義務について

Q 宿日直許可は、19:00～7:00までの12時間で受けているが、勤務間インターバルの9時間(19:00～4:00)を確保した後に、6:00～7:00の1時間、通常勤務を行った場合、代償休息を付与する配慮義務はあるか。

A ない。

【根拠】

① 医師の働き方改革FAQ（2023年6月7日 ver.）F-11

② 医師の勤務間インターバルの仕組みについて（2021.4.1 厚労省）の p44
基本的な考え方 - 【1. 基本的なルール】

3 面接指導について

Q 「長時間労働医師 面接指導結果及び意見書」の一番下にある確認欄の管理者と事業者とは、誰を指すのか。

A 管理者は、医療法に基づく病院長名、事業者は、安衛法上の人事労務責任者名

*厚生労働省 医政局医事課 医師等医療従事者働き方改革推進室の回答

本センターは、労務管理・医業経営アドバイザーの派遣による無料相談対応を行っておりますので、ご相談ください。
※書類の作成、提出代行は無料相談の範囲には含まれません。